

京大広報

No. 9

京都大学広報委員会

月曜会メモ

第17回(7.7) 司会 安藤仁介会員
 各部局から、6月30日以降の状況について報告があったあと、さきに安藤、新田両会員においてとりまとめた「大学教育における教養課程のあり方について」(月曜会における教養部問題についての討論結果を集約した資料)の検討が行なわれた。その結果、同資料は安藤、新田両会員の責任において一部修正のうえ、大学問題検討委員会委員を兼ねている会員を通して、きたる7月12日(土)の大学問題検討委員会へ資料として提出されることになった。このあと、学部・研究所の改革、改組に関する事項の討議の進め方について話し合い、次回は、学部および研究所における改革、改組の現状報告から始まり、学部・研究所の交流の問題(教官人事の交流、図書・研究施設等の相互利用、研究会への参加および大学院学生の指導の問題)ならびに一般の附置研究所・共同利用の附置研究所の性格およびそれらの大学制度の中における位置づけについて討論することになった。

(安藤仁介会員)

教育課程等委員会報告

昭和44年6月26日

京都大学総長

奥田 東 殿

教育課程等委員会

委員長 羽田 明

京都大学教育課程等委員会の審議結果
 について(報告)

本委員会は、さきに昭和42年9月27日付で「大

学設置基準改善要綱」に関する検討結果について報告いたしました。

その後、教養部における教育課程の編成とその実施に関し、本学が独自に解決すべき当面の問題点について検討をすすめてまいりましたが、この問題は、現行制度の枠内で検討し、その応急的な措置を講ずるにとどまらず、さらに現行大学制度全般の再検討を通して、根本的に検討すべきものであると考えられます。

したがって、現時点において早急に結論づけることは適当でないと思存しますので、これまでに本委員会において指摘された諸点を取りまとめて御報告申し上げ、この報告をもって、一応任務を終了させていただきたくお願い申し上げます。

なお、教育課程をめぐる問題は、いうまでもなく大学教育のあり方、その使命等にかかわる重要課題であります。また、多数の学生を擁する本学教養部の実情、さらには、今日大学が当面している事態等に対応して、今後とも何らかの形において御研究いただければ幸いに存じます。

教養部における教育の実施とその改善に関する検討事項の概要

本学では、教養部における教育に関し、諸種の改善を行ない教育課程の充実に努めてきているが、教養部の当面する諸問題について本委員会で指摘された主要な事項を列挙すると次のとおりである。

1. 留年制と教養課程の在学年限等について
2. 仮進学制度および仮進学学生の教養部における教育について
3. いわゆる「くさび型」の採用について
4. 基礎教育科目の整理、統合、新設等による

カリキュラムの再編成について

5. 外国語教育について
6. 転学部について
7. 履修指導の強化について
8. 学生の教育，補導について
9. いわゆる「たて割り」方式について
10. 教養部教育の待遇改善について
11. 教養部の施設・設備の充実について
12. 学部と教養部の連繋と協力の強化について

これらの問題点のうち，1の「留年制と教養課程の在学年限等について」は，本年3月の時点において一応別紙のとおり意見の一致をみているので参考に供します。

ただし，これは，あくまで現行制度が変わらないという前提において検討されたものであって，現時点においては「留年制」そのものについて，根本的に検討することはもとより，教養部制そのものについても，抜本的な検討が必要とされている。

(別紙)

留年制と教養課程の在学年限等
について

I 本学では，各学部規程において，4年の修学期間を前期2年および後期2年（医学部においては，6年の修学期間を前期2年の「医学進学課程」と後期4年の「専門課程」）に分け，それぞれ前期，後期において履修すべき科目を配当し，前期において所定の科目および単位を履修した者でなければ，後期に配当された科目を履修することができない（医学部においては専門課程に進学できない）ことを定めている。

これは学生に専心勉学することを奨励し，学習効果をあげることを期待するとともに，教養部および学部における教育が円滑に行なえるように配慮して，実施してきた制度である。

しかるに，諸種の事由により前期に配当された所定の科目および単位を履修し得ないため，後期に配当された科目を履修できない者（いわゆる留年学生）が各学部とも毎年相当数にのぼり，しかも，それらの学生の中には，長期間所定の単位を修得できない者がある。

一般に「留年制」と呼ばれるこの制度は，教養部における教育上の重要問題となっている。

II このような実情にかんがみ，今後とも教育課程の編成その他について充分配慮するとともに，適切な指導を行なう必要のあることはいうまでもない。

しかし，この制度を一層効果的なものとするためには，長期間にわたる留年が認められるような現行の制度は，次のような事由により改善される必要がある。

1. 大学においては，一般教養に関する教育と専門教育を修めることが不可欠である。
2. 留年学生が長期にわたって在学しても成業の見込みがとぼしく，むしろ登校日数の減少等により逆効果となっている例がみられる。
3. 長期の留年学生には，早く進路を変える機会を与えてやること本人のためにもよい結果をもたらすことになるであろう。

III このような観点から種々検討した結果，次のとおり意見の一致をみた。

1. 教養課程制について

医学部以外の学部における前期および後期の区分は，授業科目の配当，履修の面からの区分であるが，教養部における教育および学生の指導の充実をはかるためには，少なくとも現状では，これを「教養課程」と「専門課程」に区分して運用することが適当である。

2. 在学年限の設定について

各学部所定の在学年限のうち，教養課程における在学は，4年を超えることができないとすることが必要である。

[注] 在学年限を4年としたのは，前期2年の2倍が適当であるということのほか，4年以上留年した者の単位修得状況等を勘案したものである。

3. 在学年限を超える者の取り扱いについて
教養課程の在学年限を超える者は，「各学部所定の在学年限を超える者の取り扱い」（昭和31年10月23日評議会申し合わせ）に準じ，離籍として処理することが適当である。

4. 離籍された者の救済措置について

(1) 教養課程に在学年限を設けるのは，教育的見地から当該学部所定の在学年限内において離籍させるものである。このため一たん離籍された者であっても，再入学により成業が可能であれば再入学させる途を講じ

ることが必要である。

- (2) この再入学は、離籍後3年以内とする。
その許可にあたっては各学部は教養部と協議し、厳格な審査を行なう。
- (3) 以上のほか、再入学に関する具体的な事項は、各学部の定めるところによるものとする。

5. 実施時期について

教養課程の在学年限の設定ならびに在学年限を超える者の取り扱い等の実施時期は、諸般の事情を考慮のうえ決定することが必要である。

**教育学部の封鎖(3・4階)と、
その解除についての要望**

7月4日の夜、P全闘(非P闘・P共闘・P闘委・CP闘)に属するものによって、教育学部の3・4階とが封鎖されたが、これに対して教授会は、直ちに下記のとおり、その解除についての要望を行なった。

封鎖解除についての要望

7月4日夜、いわゆるP全闘に属する諸君は、現在教官側と話し合いを続行中であつたにもかかわらず、突如、教育学部3・4階封鎖という暴挙に出るに至つた。このような行為をわれわれは断じて容認できない。切に諸君の反省を求める。直ちに封鎖を解除することをつよく要望する。

7月5日

教育学部教授会

**「大学の運営に関する臨時措置法案」
に対する工研集会の声明**

大学は真実を追求することによって広く国民に奉仕し、これを人類の遺産として後世に継承するという大きな社会的使命を負っている。そしてこれは憲法に保障された学問、思想、言論の自由のもとにこそなし得るものである。

いま、政府が今国会に提出している「大学の運営に関する臨時措置法案」は、文部大臣に権限を集中し、またわれわれが全学的に進めつつある大

学の民主的の改革を真向から抑えようとするものである。

しかし、このような法律でもって今日大学が抱えている諸問題は決して解決することはできない。これらの問題はあくまで大学の自主的な努力によつてのみ解決されるものであり、われわれはすでにみずからの判断と行動によつてその解決に取り組んでいる。われわれがこの法案を一時期とも許すならば、いままで築き上げてきた大学における民主的諸権利は奪い去られるであろう。

われわれは、われわれ自身の権利を守るとともに教育、研究の自由を通じて国民に広く奉仕する立場から「大学の運営に関する臨時措置法案」の立法化に断固反対する。

あわせて政府に同法案立案の口実を与えている学内における暴力行為を否定することをここに表明する。

昭和44年7月7日

京都大学工学研究所集會

原子炉実験所でのその後の討論

原子炉実験所問題懇談会の中に出て、作業を続けてきた所内および所外ワーキング・グループの調査がほぼまとまつたので、そのまとめとして6月21日に所内外調査報告会が全所集會の形で開かれた。この会で主要な問題点が「所長の選考法」や「共同利用研究所における所員の在り方」などの21点にしぼられ、また、2つのワーキング・グループの解散と問題懇談会の座長団の交替が審議された。今後は上の21点を主要項目別にまとめ、具体案作成やその影響のあり方などについての検討に入る予定となっている。

経済学部鎌倉昇教授の急逝について



経済学部鎌倉昇教授は、7月6日午後12時、心筋硬塞のため、軽井沢・晴山ホテルにおいて、死去された。鎌倉教授は、昭和43年10月より学学生部委員をつとめておられたが、今年にはいって

から、特に学生部長代理としての激務による疲労
がかさなっていた。

なお、故鎌倉教授の経済学部主催追悼会を下記
によって行なう予定である。

日時：昭和44年7月18日（金）午後1時より
3時まで

場所：法経第5教室

正誤

No.8 2ページ右欄4行目
誤 正
午後7時10分頃 午前7時10分頃